

三重県水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本指針

三重県水源地域の保全に関する条例（平成 27 年三重県条例第 45 号。以下、「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針として、次のとおり定める。

1 水源地域の対象

県は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を水源地域として指定する。

2 水源地域の指定

水源地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 森林の機能別調査実施要領（23 林整計第 320 号）に基づき水源涵養機能が高いとされた森林

条例の目的や県民への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域をわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、水源涵養機能が高いとされる森林を含む地域を大字単位で指定する。

- (2) その他知事が必要と認める地域

水源地域は、個々の水源の状況など地域の実情に即して指定する必要があることから、市町からの意見に基づき知事が必要と認める地域を指定する。
なお、当該項目による水源地域指定は大字単位とする。

- (3) 指定の除外

県は、(1) で示した地域のうち、市町から水源地域の指定をしない旨の意見があった地域については、水源地域に指定しない。

3 特定水源地域の指定

特定水源地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 水源地域のうち、下記 (2) 又は (3) に該当するものとして、条例第 11 条第 3 項の規定により市町から提案があり、知事が必要と認める地域を指定する。

なお、当該項目による特定水源地域の指定は、地域森林計画で設定された林班単位とする。

- (2) 水源地域内において、公共用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則とする）として地表水を取水している地点から上流の集水区域

- (3) 公共用水源として水道事業への水の供給を目的として設置されたダムの上流部の集水区域